

出産費等の受取代理制度

受取代理制度とは、組合員が分娩予定の医療機関等を受取代理人として事前に申請することで、出産費（家族出産費）と出産費附加金（家族出産費附加金）を合算した額（以下「出産費等」という。）を組合員に代わって医療機関等が受け取る制度です。

受取代理制度を利用する場合、組合員の医療機関等への支払いは出産費等を差し引いた金額となりますので、出産時にあらかじめまとまった現金を用意する必要がなくなります。

対象者

受取代理を希望し、下記のいずれにも該当する者

- ✓ 出産費（家族出産費）の支給が見込まれる者
- ✓ 出産予定日まで2ヶ月以内である者

※共済組合の「出産貸付」を利用する場合は対象となりません。

※受取代理制度を導入していない医療機関等で出産される場合は、当該制度は利用できません。

医療機関等が受取代理できる上限金額

1児につき 430,000円

出産費（家族出産費） …… 420,000円*

出産費附加金（家族出産費附加金） …… 10,000円

※産科医療補償制度未加入医療機関での分娩又は在胎週数22週未満の分娩の場合は408,000円となり医療機関が受取代理できる額も418,000円までとなります。

手続方法

「**出産費・同附加金 家族出産費・同附加金 請求書（受取代理用）**」の組合員記入箇所へ記入・押印してください。



出産予定の医療機関等へ請求書の受取代理人記入箇所への記入・押印を依頼してください。

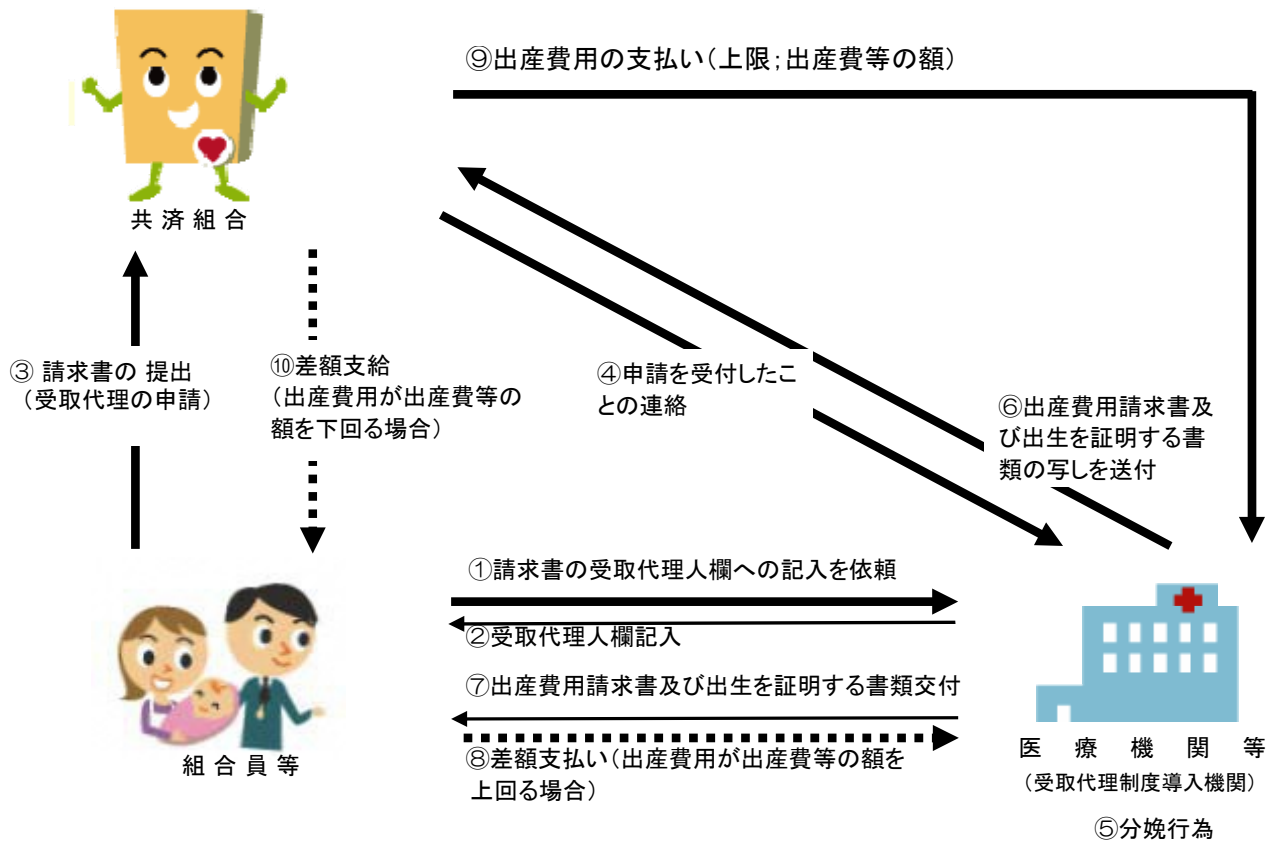


下記のいずれかを添付のうえ、請求書を共済組合へ提出してください。
（請求書には所属長の証明が必要となります。）

* 母子健康手帳の写し

「表紙（出産者名が記載されているページ）」及び「出産予定日が確認できるページ」

* 出産予定日を証明する書類



◆ 医療機関等から共済組合へ出産費用請求書等の写しが送付された後、共済組合より医療機関等へ出産費等の支払を行います。併せて、出産に要した費用が上限金額を下回った場合は、その差額を組合員へ支払います。

(申請の必要はありません。振込先は「高額療養費等の振込口座申出書」により登録した口座となります。)

注意事項

- ✓ 受取代理人である医療機関等以外で出産することになった場合や、出産予定者が当共済組合の資格を喪失した場合は、速やかに「**出産費等受取代理申請取下書**」を当共済組合へご提出ください。
- ✓ 救急搬送などにより、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合であって、新たな医療機関等において受取代理制度を利用する場合は、「**受取代理人変更届**」に必要事項を記載のうえ、新たに受取代理人となる医療機関等を通じて共済組合へご提出ください。